

国民健康保険税の税率を改正します

☎健康保険課 賦課徴収係 ☎52 - 5809

高齢化の進行や医療技術の進歩などにより、医療費が年々増加傾向にあります。また、長引く経済の低迷で税収入が伸び悩み、田布施町の国民健康保険会計は、非常に厳しい財政状況にあります。安定した事業運営のため、やむを得ず平成24年度に国民健康保険税の税率を改定させていただくことになりました。今回の国民健康保険税の税率改正で国民健康保険加入者のみなさまにはご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

▼国民健康保険税の税率の比較

【平成23年度】

内 訳	計算の説明	税 率 等		
		医療保険分	後期高齢者 医療支援分	介護保険分
A 所得割額	平成22年中の総所得金額－基礎控除(33万円)の額に税率を乗じる	6.6%	2.0%	2.1%
B 均等割額	被保険者1人につき	21,400円	6,700円	14,200円
C 平等割額	1世帯につき	21,400円	6,700円	
年間保険税	A+B+C(ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 51万円	賦課限度額 14万円	賦課限度額 12万円



【平成24年度】

内 訳	計算の説明	税 率 等		
		医療保険分	後期高齢者 医療支援分	介護保険分
A 所得割額	平成23年中の総所得金額－基礎控除(33万円)の額に税率を乗じる	7.6%	2.1%	2.3%
B 均等割額	被保険者1人につき	24,000円	7,000円	15,000円
C 平等割額	1世帯につき	24,000円	7,000円	
年間保険税	A+B+C(ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 51万円	賦課限度額 14万円	賦課限度額 12万円

◎国民健康保険税は、加入者の所得、世帯の加入者数に応じて算出される所得割額・均等割額・平等割額の合計額で、医療保険分、後期高齢者医療支援分、介護保険分についてそれぞれ上記の方法（平成24年度）で計算します。

◎後期高齢者医療支援分は、すべての国保加入者に課税されます。介護保険分は40歳から64歳の人に課税されます。

◎年度途中で65歳になられる人の介護保険分は、あらかじめ65歳到達月以降の介護保険分を課税していません。

◎年度途中で75歳になられる人は、後期高齢者医療制度に移行するため、あらかじめ75歳到達月以降の国民健康保険税を課税していません。

◎年度途中で40歳になられる人の介護保険分は40歳到達月以降に課税します。

国民健康保険税の 軽減・減免

■世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合次のとおり国民健康保険税の均等割額・平等割額が軽減されます。

※軽減措置の判定をする際には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含めて判定します。また、加入月から5年間は、後期高齢者医療制度への移行者(75歳以上の人)の所得も含めて計算します。

※65歳以上の人で公的年金の所得がある場合、公的年金所得から15万円を差し引いた額で軽減の判定をします。

※国民健康保険税は世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者になります。世帯主が国民健康保険加入者でない場合も擬制(みなし)世帯主となり、納税義務者になります。

▼国民健康保険税の軽減割合別税額

軽減(減額)区分	軽減後の金額				
	均等割額(1人につき)			平等割額(1世帯)	
	医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分	医療保険分	後期高齢者医療支援分
軽減なし世帯	24,000円	7,000円	15,000円	24,000円	7,000円
7割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円以下	7,200円	2,100円	4,500円	7,200円	2,100円
5割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円+24万5千円×(世帯主以外の被保険者数+旧国保被保険者)以下	12,000円	3,500円	7,500円	12,000円	3,500円
2割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円+35万円×(擬制世帯主以外の被保険者数+旧国保被保険者)以下	19,200円	5,600円	12,000円	19,200円	5,600円

■同じ世帯内で75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合、軽減措置があります。(申請は不要)

○現在、国民健康保険税の軽減を受けている世帯で世帯構成や収入が変わらない場合、加入月から5年間は同じ軽減を受けられることができます。

○国民健康保険の被保険者が一人になる場合(特定同一世帯)は、同様に5年間は平等割額が2分の1の額になります。

■75歳以上の人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その人の被扶養者で65歳〜74歳の人(旧被扶養者)が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請により当分の間、次の減免措置を受けることができます。(申請は初年度のみで2年度目の申請は不要)。

○所得割額は賦課しません。

○均等割額が2分の1になります。

○世帯内の国保被保険者が旧被扶養者のみの場合は、平等割

額が2分の1になります(すでに特定同一世帯で軽減を受けている人は減額になりません)。

※均等割額および平等割額は、7割軽減・5割軽減・2割軽減に複数該当しても重複して減額を受けることができません。

■徴収の猶予または税額の減免
○災害など特別な事情がある場合は、徴収の猶予または減額もしくは免除が適用される場合があります。詳しくは健康保険課へお問い合わせください。



非自発的失業者の

申請必要

国民健康保険税が軽減されます

国民健康保険課 賦課徴収係 ☎52-5809

●対象者について

次の三つの条件にすべて該当される人が対象になります。

- ・ 離職日が平成23年3月31日以降の人
- ・ 失業時に65歳未満の人
- ・ 雇用保険の特定受給資格者または特定

理由離職者の人

※特定受給資格者または特定理由離職者の判定は、雇用保険受給資格者証に記載してある離職理由欄のコードで確認します。

【特定受給資格者離職理由一覧】

離職理由コード／離職理由
11 解雇
12 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 雇止め（雇用期間3年以上で雇止め通知がある場合）
22 雇止め（雇用期間3年未満で更新の明示がある場合）
31 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

【特定理由離職者離職理由一覧】

離職理由コード／離職理由
23 期間満了（雇用期間3年未満で更新の明示がない場合）
33 正当な理由のある自己都合退職（31、32以外）
34 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12カ月未満）

※ただし、高年齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。

平成23年3月31日以降に非自発的な失業（解雇等）により町の国民健康保険に加入した人で、一定の条件を満たす人には、平成24年度から国民健康保険税の軽減措置が適用されます（申請必要）。

●軽減額について

国民健康保険税の所得割額は、前年分の所得により算定されます。

上記の対象となる離職者は、前年分の所得を計算する際、離職者本人の給与所得の30%を給与所得として算定します。

世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、国民健康保険税の均等割額および平等割額が軽減（7割軽減・5割軽減・2割軽減）されますが、これらの軽減判定時においても離職者本人の前年分の給与所得の30%で算定します。

ただし、給与所得以外の所得については軽減の対象にはなりません。

●軽減期間について

国民健康保険税の軽減期間は次のとおりです。

※国民健康保険に加入中は、就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると、軽減措置は終了します。

離職年月日	国民健康保険税軽減対象期間
平成23年3月31日	平成25年3月末まで
平成24年3月30日	平成26年3月末まで
平成25年3月30日	平成26年3月末まで

●申請について

○随時、健康保険課の窓口で申請を受け付けています。

○申請に必要なもの

- ・すでに国民健康保険に加入されている人は、雇用保険受給資格者証と印鑑
- ・新たに国民健康保険に加入される人は、会社の健康保険資格喪失証明書または退職証明書など退職日が確認できる書類と雇用保険受給資格者証と印鑑

●高額療養費の自己負担限度額

上位所得・一般・町民税非課税の三つの世帯で区分される高額療養費等の自己負担限度額の判定についても、非自発的失業者の前年分の給与所得の30%を給与所得として算定します